

県内企業が実施する入国前教育等の取組みを支援します！ 外国人材入国前日本語教育等支援事業費補助金

◆富山県では、県内企業が外国人材入国前に実施する日本語教育や入国後の定着サポートにかかる費用について、費用補助を行っています。

※高度人材（技術・人文知識・国際業務、特定技能）と技能実習で対象者や補助上限額等が異なりますので、以下あらましをご確認ください。

一定の要件を満たし
入国前日本語教育等
を実施した場合…



教育費に加え、渡航費や入
国後の定着サポートにかか
る費用に補助を行います！

※入国後の定着サポートにかかる費用は
高度人材の場合のみ対象です



【支援のあらまし】



対象者

- (1) とやま外国人材活用・定着支援デスクを経由し、県が連携する人材紹介・派遣事業者を通じてマッチングした外国人材に現地日本語教育等の「富山就職プログラム」を実施した中小企業等
- (2) 外国人技能実習生入国前に監理団体等が実施した「一定時間以上の入国前日本語講習」について、その実費を負担した小規模事業者

対象事業

- (1) 高度人材（技人国、特定技能）
 - ・ マッチングした高度人材に、現地日本語教育や日本のビジネスマナー、富山県の生活環境等に関する研修を内容とする「富山就職プログラム」を受講させる事業
 - ・ 紹介元の人材紹介会社に、「外国人材入国後サポート業務」を委託する事業
 - (2) 技能実習生
 - ・ 技能実習生が入国する前に「一定時間以上の入国前講習」を実施する事業
- (1)(2)共通：外国人材が日本へ渡航する際に要する費用に関する事業

対象経費

富山就職プログラム・一定時間以上の入国前講習の実施に要する費用（人件費、教室代金、教材費等）、外国人材入国後サポートの実施に要する費用（人材紹介会社に外国人材入国後サポート業務を委託する費用）、渡航費用等（外国人材が日本に渡航する際に要する費用、入管手続きを行政書士等に委託する費用）等

補助上限額 補助率

<補助上限額>

- (1)高度人材（技人国、特定技能）：50万円/一企業
- (2)技能実習生：40万円/一企業

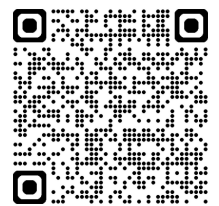
<補助率（(1)(2)共通）> 1/2

対象期間

令和9年2月28日（日）までに実施された日本語教育等

※「富山就職プログラム」は原則450時間、「一定時間以上の入国前講習」は原則150時間以上を確保する必要がありますので申請時期にはご注意ください。
※予算額に達した場合は、受付を終了する場合があります。

県ホームページ



⇒補助要綱、申請書類など詳細は、[富山県ホームページ](#)でご確認ください。

【申請・問い合わせ先】

富山県 地方創生局 外国人共生社会推進課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL: 076-444-8873 E-mail: atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp

